

## 熊本県道路維持補修等管理要領

(H4. 4. 1施行 道路維持課)

この要領は、熊本県知事が管理する国道及び県道の機能を常時良好な状態に保つために行う維持修繕を効率的に実施するため、委託請負工事の発注方法及びパトロールの基準に関することを定め、もって安全かつ円滑な交通を確保するとともに道路環境美化の推進も図ることを目的とする。

### 【道路維持補修、修繕】

#### (定義)

第1 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 維持補修

道路の構造に基づき機能を保持するための日常の手入れを行うもの。

(2) 修繕

日常の手入れでは道路機能を保持することが困難なほど損傷部分が著しく、その復元修理等を行うもの。

#### (維持補修修繕計画)

第2 道路保全課長は年度当初（前年度の債務負担行為設定額を含む）に維持補修及び修繕に要する経費の額を広域本部土木部長及び地域振興局土木部長（以下「広域本部土木部長等」という。）あて内示するものとする。

2 広域本部土木部長等は内示された額の範囲内において管内の実情に適応した維持補修、修繕の実施計画を作成し、それに基づき執行するものとする。

#### (維持補修及び修繕の実施施工)

第3 次のように補修・修繕を実施するものとする。

(1) 維持補修作業委託

広域本部土木部長等は年間を通して維持業務の工種を設定し、設計書によって建設業者へ作業を委託する。

(2) 修繕工事

道路及び附属構造物の損傷復元については、通行上、安全で支障を及ぼさないよう速やかに復元するため、逐次設計書により建設業者の請負工事とする。

(3) 債務負担行為の設定

維持補修業務は道路管理の空白を作らないために、債務負担行為を設定する。広域本部土木部長等は3月上旬までに維持補修業務を発注し、前年度契約業務は、新たな委託業者との契約完了後、業務ができる準備が完了するまでに指示した業務までとする。

## 【道路パトロール】

### (目的)

第1 この要領は、道路の構造を保全し、円滑な通行を確保するため道路維持管理に万全を期し、あわせて道路管理の瑕疵に起因する交通事故等を未然に防止するとともに、不法行為等の早期発見に努めることを目的とする。

### (パトロールの種別)

第2 パトロールは平常時及び異常時パトロールとする。

- (1) 平常時パトロールは、日常定期的に行うこととする。
- (2) 異常時パトロールは、平常パトロール以外で異常気象時等に濃密なパトロールを必要とする場合あるいは緊急を要する場合に行うこととする。

### (パトロールの実施基準)

第3 平常時パトロールは、次の基準を目途として実施することとする。また、民間委託パトロールを導入している場合は、直営班と民間委託パトロール班併せて次の基準を満たすよう実施する。ただし、広域本部土木部長等は道路状況等によりこれを増減することが出来るものとする。

#### (1) パトロール回数

- ア 交通量5,000台/日以上的一般国道、県道及び広域本部土木部長等が特に指定した路線又は区間については週4回以上とし、毎週土日の休日のどちらか1回パトロールを実施する。なお、祝日を含めた3日以上の子連休期間はパトロールを実施しない日が2日以内となるよう計画する。
- イ 交通量5,000台/日未満～1,000台/日以上的一般国道及び県道については1路線につき週2回以上とする。なお、祝日を含めた3日以上の子連休期間はパトロールを実施しない日が3日以内となるよう計画する。
- ウ 交通量1,000台未満の一般国道及び県道については1路線につき月3回以上とする。ただし、パトロールを実施する日が極端に偏らないようバランスに配慮する。
- エ 休日に交通量が増加すると想定される観光道路等については、週末のパトロールを強化する。

### (パトロール班員)

第4 パトロール員は運転手1名、監視員2名からなる班編成による。

- (1) パトロール員の総括責任者として広域本部土木部の維持管理課長（地域振興局土木部にあつては維持管理調整課長）がこの任にあたる。
- (2) 維持管理（調整）課長が不在であるときは広域本部土木部長等が命じた者がこの任務にあたる。

### (パトロール時における業務事項)

第5 パトロール員は別に定める「熊本県道路パトロール業務内容」に基づき業務を遂行する。なお、主な内容については、次のとおりとする。

- (1) 一般通行に対して、道路機能の障害或いは障害の恐れのある箇所の早期発見又は沿道区域の異常や欠陥の発見及び応急措置。
- (2) 路面、路側、構造物、その他附属物等の損傷状況及び原因の発見。
- (3) 街路樹の枯木や害虫の発生状況把握。
- (4) 通行の支障となる枝条の有無、無断伐採、盗掘等の状況監視。
- (5) 道路工事に係る交通の確保並びに標識及び保安施設の設置状況の監視。
- (6) 道路の不法占用、不正使用等の監視。
- (7) 降雨時における排水の状況及び路側決壊、崩土、落石等の応急措置。
- (8) 沿道景観に関する情報収集
- (9) 動物の屍体処理。

### (パトロール車)

第6 パトロールに用いる車は、熊本県土木部が指定した車をもってあてる。

### (携行器材)

第7 パトロール車には応急措置に必要な資材(常温混合アスファルト)及び保安ロープ、赤色灯、標識、セーフティコーン、バリケード等を常備積載しておく。

### (パトロール計画書)

第8 広域本部土木部長等は、第3のパトロールの実施基準に基づき実施計画書を作成する。なお、民間委託パトロールを導入している場合は、直営班と十分協議し直営班と民間委託パトロール班の両班全体で実施基準を満たすよう実施計画書を作成する。

- 2 直営班の増減やその他状況の変化があったときは、随時計画を見直すものとし、パトロール員に周知を図るものとする。
- 3 実施計画書を作成するに当たっては、「道路パトロール事項留意点」に記載されている内容が点検できるようにパトロール速度に留意する。

### (パトロール員による現場措置)

第9 パトロール員は適切な現場措置を実施するとともに、適宜総括責任者へ報告しなければならない。

- (1) 前記第5-(1)～(9)に掲げた事項につき、適切な応急措置を行うとともに、危険が予想され応急措置が困難と判断されるときやパトロール班だけでは応急措置が十分にできないときは、適切な交通規制を実施し、速やかに総括責任者へ報告し指示を受けなければならない。
- (2) 応急措置を行うときは、必ず応急措置前と応急措置後及び周辺状況が分かる写真を撮り、パトロール終了後、状況を総括責任者に報告する。

### (総括責任者の指示等)

- 第11 総括責任者は、緊急事態に際し広域本部土木部長等へ報告をするとともに指示を仰ぎ、迅速かつ、適切な措置を講じなければならない。
- 2 総括責任者は、応急措置実施箇所について、道路損傷等の再発防止のためその後の措置の方針を決定し対策を講じなければならない。
- 3 応急措置の施工状況について、適切に実施されているか写真等で確認するとともに、総括責任者が必要と認める箇所については、職員若しくは直営班に現地確認を指示しなければならない。
- 4 総括責任者は、民間委託パトロール班による土日や祝日の応急措置後の報告やその後の対策の指示など、事前に体制を整えておくものとする。

### (パトロール日誌の作成)

- 第12 パトロール員は、パトロール終了後速やかにパトロール日誌（別記様式2）を作成し、総括責任者へ提出しなければならない。
- 2 前項のパトロール日誌の提出と併せ、措置状況が分かる写真等の資料を添付し提出するものとする。

### (道路保全課長報告)

- 第13 広域本部土木部長等は、総括責任者からの報告に基づき、特に重要と認められる事項については、道路保全課長に速やかに報告しなければならない。

### (異常時パトロール)

- 第14 大雨・台風時等の異常時に、必要に応じ実施するものとする。
- (1) 異常気象あるいは、異常事態が生じ緊急に道路状況の把握の必要性が生じたときは、平常時パトロール員を含め、広域本部土木部長等が命じた者がこの任務にあたる。
- (2) (1)の場合におけるパトロール内容は広域本部土木部長等が指示する業務に委ねる。
- (3) パトロール日誌及び広域本部土木部長等への報告については、平常時パトロールの要領による。

#### 附 則

この要領は平成4年4月1日から施行する

#### 附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成17年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。